

転入された方へ

宗像市では転入届と同時に多くの手続を行うことができます。転入された方は、最初に市民課（本館1階）へお越しください。また、転入届を出された日以降に各手続をする場合は、担当課窓口での手続になります。お問い合わせは各担当課窓口までお願いします。

転入手続きに必要なもの

1. 転出証明書
2. マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
3. 本人確認書類
4. 代理人届出の場合は委任状

制度・手続	転入時窓口	担当課窓口	確認欄	内容	1～4以外に手続に必要なもの
マイナンバーカード	M4	M1		カードの住所変更の手続きが必要です。本館M1窓口にて、転入日から90日以内に手続きを行ってください。	・マイナンバーカード ・暗証番号 ※同世帯の方が代理で手続きをする場合は、代理の方の本人確認書類も必要です。
母子健康手帳	W1	W1		今お使いの母子健康手帳は、そのままお使いいただけます。引き続き大切に保管してください。	
妊婦健康診査券	W1	W1		市では妊婦健診費用のうち、14回を上限として助成を行っています。前住所地での健診費用の受診券をお持ちの方は、宗像市で新たに受診券を発行しますので、子ども保健係にお越しください。なお、前住所地で交付された受診券は、転入後は使用できませんのでご注意ください。	・母子健康手帳 ・妊婦健康診査受診券(前住所地発行の受診券)
赤ちゃん訪問・「こんにちは赤ちゃん訪問」	W1	W1		前住所地で赤ちゃん訪問を受けられていない場合は、子ども保健係にお問い合わせください。	・母子健康手帳
乳幼児健康診査	W1	W1		4か月、7か月、1歳6か月、3歳健康診査を行っています。前住所地でこれらの乳幼児健康診査を受けられていない場合は、子ども保健係にお問い合わせください。	・母子健康手帳
予防接種	W1	W1		予防接種を受けるために必要な予診票を対象となる方に交付しています。前住所地で交付された予診票は使用できませんので、母子健康手帳をご持参の上、子ども保健係までお越しください。	・母子健康手帳
	W1	w1		成人女性等に対する風しん予防接種（任意予防接種）の助成対象者や申請方法は、子ども保健係にお問い合わせください。	
		M16		高齢者の予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌・新型コロナウイルス）、帯状疱疹について、詳しくは健康課にお問い合わせください。	
子ども医療証（高校生まで）	M4	W1		子ども医療証の申請をしてください。※転入日と同月内の申請は転入日から、それ以降は申請月の初日から有効の医療証になります。（ただし転入日が月末の場合は14日以内の申請で転入日から有効）詳しくは、子ども家庭係にお問い合わせください。	・加入中の健康保険が分かるもの (国民健康保険以外の方)
児童手当	W1	W1		前住所で受給していた方は引き続き宗像市で受給できますので、転出予定日から15日以内に申請手続きをしてください。詳しい内容については、子ども家庭係にお問い合わせください。	・児童手当認定請求書 ・受給者名義の口座がわかるもの
・ひとり親家庭等医療 ・児童扶養手当	W1	W1		母子家庭・父子家庭などの場合、「ひとり親家庭等医療」「児童扶養手当」の制度に該当する場合があります。詳しい内容については、子ども家庭係にお問い合わせください。	※お問い合わせください
特別児童扶養手当	W1	W1		前住所で受給していた方は手続きが必要です。詳しくは、子ども家庭係にお問い合わせください。	※お問い合わせください
保育所・幼稚園	W1	W1		宗像市内の保育所・幼稚園をご案内しています。幼児教育無償化や保育所の申し込みには提出期限があります。詳しくは、子ども育成課にお問い合わせください。	※お問い合わせください
公立小・中学校	M4	M51		転入届受付の際、本館M4番窓口で住民異動届のコピーをお渡ししますので、前の学校から交付された書類と一緒に新しい学校で手続きをしてください。詳しくは本館3階M51窓口にお問合わせください。	・在学証明等(前の学校から交付) ・住民異動届のコピー
就学援助金	M52	M52		経済的理由で小・中・高等学校への就学が困難な場合に、就学費用の一部を援助する制度があります。詳しくは本館3階M52窓口までお問い合わせください。	※お問い合わせください

制度・手続	転入時窓口	担当課窓口	確認欄	内容	1～4以外に手続に必要なもの
国民健康保険	M4	M7		社会保険等に加入していない方は、国民健康保険に加入することになります。詳しくは国保医療課にお問い合わせください。	・特定同一世帯所属者異動連絡票 ・旧被扶養者証明書 ・負担区分証明書（前住所地から交付されている場合）
後期高齢者医療	M4	M7		75歳以上の方または65歳以上で障害認定により前住所地で後期高齢者医療資格確認書を所持していた方には、転入届出日から約1週間後に資格確認書を郵送します（R8.7.31まで）。保険料については後日郵送にてお知らせします。R8.8.1以降のことなど、詳しくは国保医療課にお問い合わせください。	(県外から転入の場合) ・負担区分証明書 ・旧被扶養者証明書 ・障害者認定証明書 ※前住所地から交付されている場合
重度障害者医療	M4	W1		前住所で障害者医療証の交付を受けていた方は、手続きが必要です。※転入日と同月内の申請は転入日から、それ以降は申請月の初日から有効の医療証になります。（ただし転入日が月末の場合は、14日以内の申請で転入日から有効）詳しくは子ども家庭係にお問い合わせください。※施設に入所する方はご連絡ください。	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・加入中の健康保険が分かるもの(国民健康保険以外の方)
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療・育成医療) ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証	N5	N5		北館1階N5番窓口障害者福祉係で手帳・受給者証の住所変更をしてください。福祉サービスについてもあわせてご案内いたします。※身体障害者手帳と療育手帳については、転入先が福祉施設・病院の場合は、前市町村での手続きが必要となる場合がございます。詳しくは北館1階N5番窓口にお問い合わせください。※障害福祉サービス受給者証と通所受給者証については、手続きが必要となる場合がございますので、北館1階N5番窓口にお問い合わせください。※後日来庁の際は、事前に連絡していただきますようお願いします。	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療・育成医療) ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証
介護保険	N4	N3		前住所地で要介護・要支援の認定を受けていた方（申請中の方）は、転入の日から14日以内に必ず転入継続の手続き（認定申請）をしてください。※14日を過ぎると前住所地で認定されていた要介護度を引き継ぐことができませんのでご注意ください。	・介護保険受給資格証明書 ※前住所地から交付されていない場合は介護保険課にお問い合わせください
はり・きゅう助成	N2		社会福祉協議会	市内在住で①60歳～74歳までの社会保険医療被保険者②後期高齢者医療被保険者は、対象のはり・きゅう治療院で施術費の助成（施術1回500円限度、1日1回、月に5回まで）が受けられます。	・マイナ保険証（健康保険証を利用登録したマイナンバーカード） ※マイナ保険証がない場合などは、資格確認書と本人確認書類が必要になります。 ※助成の流れや対象施設など詳細は宗像市社会福祉協議会（電話37-1300）へお問い合わせください。
国民年金	M4	M6		20歳以上60歳未満で厚生年金等に加入していない方は、国民年金に加入することになります。詳しくは国民年金係にお問い合わせください。	・年金手帳又は基礎年金番号通知書
印鑑登録	M4	M4		印鑑登録については詳しいご案内を用意しています。必要な方はお申しつけください。	※お問い合わせください
上・下水道料 宗像地区上下水道料金センター	M4		金上セ下ン水タ道1料	上・下水道使用開始届を提出してください。料金の口座振替は直接、金融機関の窓口で手続きしてください。	※お問い合わせください
自治会への加入	M4	W21		各自治会では次のような活動を行っています。 ・地域安全活動（防犯灯の維持管理、防犯パトロールなど） ・環境美化活動（ごみステーションの管理、清掃活動など） ・交流活動（まつりや各種イベント） 安全・安心で快適な暮らしができるよう、地域に住むみなさまの加入について、ご理解、ご協力をお願いいたします。詳しくは西館2階W21のコミュニティ協働推進課までお問い合わせください。自治会加入の申し込みはこちらからもできます。→ 	
地域公共交通		M35		宗像市内でふれあいバスとコミュニティバス、むなりんく、のるーとを運行しています。時刻、バス停、料金、割引制度については、詳しいご案内をご用意しておりますので、公共交通ガイドブックをご覧ください。転入された70歳以上の方には、地域公共交通政策室からふれあいバスクード（割引カード）をご自宅に郵送しています。	
犬の登録	W24	W24		西館2階環境課で犬の転入手続きをしてください。マイクロチップを装着している犬は、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト（ https://reg.mc.env.go.jp ）で手続きをすることにより、環境課窓口での手続きを省略することができます。	・犬の鑑札（環境課窓口で手続きをする場合） ※紛失した場合は不要

広報紙のご案内

広報紙	内 容
むなかた タウンプレス	<p>毎月1回、市が発行している広報紙です。市政情報など市からのお知らせに加え、宗像ユリックスや市議会のお知らせなども折り込まれています。ご不明な点は、秘書政策課へお問い合わせください。</p> <p>■配布方法（令和5年5月号から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●宗像市シルバー人材センターによる各戸配布 吉武、赤間、赤間西、自由ヶ丘、河東、南郷、東郷、日の里、玄海、池野、岬 地区 ●自治会を通じた配布 大島地区 <p>■広報紙の主な設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市役所本庁舎、大島行政センター ○宗像ユリックス ○各地区コミュニティ・センター ○道の駅むなかた ○JR赤間駅 ○JR東郷駅 ○海の道むなかた館 ○神湊港渡船ターミナル ○宗像警察署 ○サンリブ くりえいと宗像店 ○ゆめマート赤間 ○にしてつストア レガネット東郷 <p>*市広報紙は、市公式LINEやマチイロアプリから電子データで読むこともできます</p>

■お問い合わせ先		
各担当窓口番号と課・係名	本館1階M1～M4市民課市民係 36-1126	西館1階W1 子ども家庭センター 子ども家庭係 36-1151
	本館1階M6市民課国民年金係 36-1128	西館1階W1 子ども家庭センター 子ども保健係 36-1365
	本館M7 国保医療課国民健康保険係 36-1363	西館1階W1 子ども育成課 36-3181
	本館M7 国保医療課後期高齢者医療係 36-1348	
	北館1階N2 高齢者支援課 36-1285	本館1階M16 健康課 36-1187
	北館1階N3 介護保険課介護認定係 36-5186	西館2階W24 環境課 36-1421
	北館1階N4 介護保険課介護保険係 36-4877	西館2階W21 コミュニティ協働推進課 コミュニティ係 36-5394
	北館1階N5 福祉政策課障害者福祉係 36-3135	西館3階 秘書政策課広報編集ルーム 36-1292
	宗像地区上下水道料金センター 62-0026	本館3階M51 教育総務課教育総務係 36-5099
		本館3階M52 教育総務課教育支援室 教育相談係 36-9610
※上記以外で、住所変更が必要なものと連絡先		
○125cc以下のバイク	宗像市役所 本館1階M13 税務課 固定資産税係 36-7351	
○125ccを超えるバイク ○普通自動車	九州運輸局 福岡運輸支局 050-5540-2078	
○軽自動車	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 050-3816-1750	
○運転免許証	宗像警察署 交通課 36-0110（内線274）	
<p>〒811-3492</p> <p>福岡県宗像市東郷1丁目1番1号</p> <p>電話：0940-36-1121（代表）</p> <p>FAX：0940-37-1242（代表）</p> <p>ホームページアドレス：https://www.city.munakata.lg.jp/</p> <p>メールアドレス：munakata@city.munakata.lg.jp</p>		
(R8.4.1改製)		